

令和3年度 第2回 福岡市バリアフリー推進協議会 議事録

(1)日 時:令和3年12月6日(月) 15時00分から16時30分

(2)場 所:TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール

(3)出席者

会長	外井 哲志	元九州大学大学院工学研究院 日本都市学会理事・九州都市学会会長
副会長	清水 邦之	NPO 法人 福岡市障害者関係団体協議会 理事長
委員	荒牧 正道	We Love 天神協議会 事務局長
委員	上符 友則	九州旅客鉄道(株) 執行役員鉄道事業本部サービス部長 兼 営業部長 代理
委員	大坪 良行	福岡県警察本部 交通部交通規制課長 代理
委員	小野 和枝	福岡市女性翼の会 会長
委員	君嶋 美智子	福岡市精神保健福祉協議会 理事
委員	黒田 清	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 常務理事
委員	郷原 裕季	博多まちづくり推進協議会 事務局長
委員	小柳 浩一	福岡市自閉症協会 会長
委員	Colleen Mathieu	ラブエフエム国際放送株式会社
委員	定村 俊満	公益社団法人 日本サインデザイン協会 常任理事
委員	高山 智恵美	福岡市肢体障がい者福祉協会 副会長
委員	豊澤 絵里奈	福岡市PTA協議会 副会長
委員	花田 敏秀	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会 理事長
委員	東 欣哉	西日本鉄道(株) 執行役員自動車事業本部 副本部長 兼 計画部長 代理
委員	福本 仁志	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長 代理
委員	藤田 幸廣	福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 事務局長
委員	明治 博	一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長
委員	山本 秀樹	一般社団法人 福岡市ろうあ協会 会長
委員	西野 仁	福岡市住宅都市局長 代理
委員	名古屋 泰之	福岡市道路下水道局長 代理
委員	山本 恭久	福岡市交通局 理事 代理
委員	舟越 伸一	福岡市保健福祉局長

アドバイザー

末吉 博昭 国土交通省九州運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長

(4)次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

・会長、副会長の互選

・「福岡市バリアフリー基本計画(原案)」に対するパブリック・コメントの実施結果について

・ロードマップ(案)について

4. 閉会

(5)議事録

<開会・議題より>

【会長、副会長の互選】

・外井委員を会長、清水委員を副会長にとの推薦があり、他の委員異議なく決定。

【「福岡市バリアフリー基本計画(原案)」に対するパブリック・コメントの実施結果について】

会長　：　資料 1 の説明を事務局よりお願いしたい。

事務局　：　資料 1「「福岡市バリアフリー基本計画(原案)」に対するパブリック・コメントの実施結果について」説明

会長　：　今の説明に質問や意見があればお願いしたい。

委員　：　NO.31 の意見に関連して、例えば家族の誰かが死亡した際には、様々な手続きが必要となるが、それらの必要書類を提出するために別々の部署に行く必要がある。

他の市町村で調べたことがあるが、子育ての支援情報について、複数の部署から様々な情報が発信されているが、全体を把握してる部署は無く、職員も把握できていなかった。おそらく福岡市も同様なことに陥っているのではないかと思われる。支援情報については、情報の受け取りが困難な障がい者や高齢者等に対し、ワンストップのサービスが提供できるとよいと以前から考えていた。

事務局　：　支援情報の集約に関しては、広報課において市のホームページに掲

載している様々な案内をできるだけ探しやすく、見やすいようにするとともに、各局も印刷物等を含めたユニバーサルデザインへの配慮や、より伝わりやすい情報提供に努めているところである。

また、お亡くなりになった方についての手続きが煩雑であるというご意見は、別の形でもいただいております、区役所でもサポート窓口の設置等様々な取組みを進めていると聞いている。

会長 : ホームページに限らず、様々な情報を集約し、障がい者や高齢者等に対し、ワンストップのサービスが提供できると素晴らしいと思う。

パブリック・コメントに関しては、全体的に見て、これまでの市や関係機関の取組みを比較的好意的に評価していただいているように感じた。個別具体の事項については、様々な意見があるとは思いますが、全体としては現計画に基づく取組みを評価いただいていると思う。

【ロードマップ(案)について】

会長 : 次の議題は「ロードマップ(案)について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 : 資料2「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について(案)」説明

会長 : 今の説明に質問や意見があればお願いしたい。

委員 : 前回は話したが、重点整備地区内の生活関連経路にバリアフリー信号機の整備を進めていくときに、国の基準に基づき市や関係者が設置すべきと考える場所と、私たちのような当事者が設置してほしいと考える場所が違う場合がある。実際に外出するときに必要な場所、たとえばあいあいセンターやふくふくプラザ周辺だけではなく、私たちが日常的に使用する施設の近くに設置する等、当事者の意見に耳を傾けてほしい。

2つ目に、心のバリアフリーに関連して、今年度、市の各局職員の方々が、我々にいろいろと相談してくれるようになった。例えば視覚障がい者と車椅子利用者の双方の視点から、車道と歩道の段差について前向きに実証実験等に取り組んでくれており、本当に感謝したい。

ところが、我々の方から何かを相談や要望するときには、あまりにも何も知らない部署の方もいる。これは縦割りの弊害だと思う。心のバリアフリーの中に、職員の研修も位置付けてあるので、私たちの実態を知っ

てほしいと思う。

1、2回目の新型コロナウイルスワクチン接種の時に、郵送物に何の印もなくユニボイスが印刷されていることも気づかなかった。3回目に関しては、お願いしたらすぐ対応するという連絡がきた。今後も、このようなことがある際には、当事者の意見を聞く、それが全ての市職員に浸透するように、職員の研修等にも力を入れてほしい。

委員代理 : 信号機等の整備に関しては、整備する側としても、利用者の意見、市の要望等を踏まえて整備を進めている。警察としては、みなさんの話を聞かないと、どこに必要とされているのかわからないので、警察署の方で必要箇所や、どこにつければいいかという意見を吸い上げ、それを年に1回実施する警察本部でのヒアリングで、県内にどれぐらいの要望箇所があるか把握し整備を進めているので、今後も意見や要望をお聞きしながら整備を進めていきたいと考えている。

事務局 : 「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」については、身体障害者福祉協会をはじめ、各団体の方々にご協力いただいております。市有施設の整備、改修や新たな方向性を取り入れる手法の一つとして実施している。その一方で、課題を抱えた方々の現状について、正しく理解できていない職員がいるというご意見については、今回国が示した基本方針においても、心のバリアフリーを体現するためのポイントとして、自分とは異なる条件を持つ他者とコミュニケーションをとったり、様々な方が抱える課題や困難、そういったものを想像して共感する力が大事だということが示されている。改定するバリアフリー基本計画にもこういった文言を使用し、心のバリアフリーを重要な位置づけとしており、様々な機会を捉え、研修などを実施していきたいと考えている。

また、新型コロナウイルスワクチン接種の担当部署からも、音声コードと点字の活用については、急遽対応を行ったと聞いている。できることとできないことはどうしても出てくる可能性はあるが、今後とも誰一人取り残さない対応に努めていく。

委員 : 心のバリアフリーについて、前回も同様の意見を言ったが、ハードを整備しても結局モノだけをつくってそれで終わりになってしまうような思いがしている。せっかく福岡市には、障がい者差別解消条例という条例ができています。例えば基本計画の最後のほうに用語の解説のページがあるが、障害者差別解消法の説明はあるが、この条例の説明はないので、加えてはどうかと思う。

福岡市の条例としてこういう取組みがあることを明記して、その中には合理的配慮という観点もある。その合理的配慮を多くの方が理解してくれれば、ソフトもハードも解消に繋がっていく項目がいくつもあるのではないかと思う。長年かかってできた条例なので、ロードマップや基本計画にも明確に表現していただき、合理的配慮という観点があるということをしかりと伝えて初めて、心のバリアフリーが浸透していくのではないか。

事務局 : 障がい者差別解消の条例については、関係団体の皆様のご協力、お力添えにより、福岡市としてとてもいいものができたと考えている。

今年度策定に至った「福岡市保健福祉総合計画」や「第五期障がい福祉計画」の中に、条例のことは重要な位置づけとし、かなり細かく書き込んでいる。一方、このバリアフリー基本計画では、濃淡でいえば、やや薄いという感じになっている。

これらの計画を含めて、皆様方にお力添えいただいた条例をどれだけ広く伝えられるかという点については、ちょうど昨日障がい者週間記念の集いがあり、障がい者週間の始まる11月29日から、バリアフリーを含め、差別解消に向けた啓発動画を作成し公表といった取組みを行っている。また、先ほど市の職員にも研修をという話があったが、全職員を対象に e ラーニングという市役所内の研修講座を実施するといった取組みも始めている。今後も、差別解消や合理的配慮について、市民の皆様方にしっかりと周知広報できるように取り組んでいく。

委員 : 私の妻が最近足が不自由になり、市役所にも寄ることがあるが、月曜日から金曜日までは駐車場からエレベーターが使える。しかし、土日祝日は利用できないので、階段を必死に上っている。土日祝日も利用できるようにならないか。もう一点は、トイレについて、市役所のトイレは依然として和式のトイレが多い。SDGsには合わないのではないか。

事務局 : 庁舎の維持管理等については、別途専門の部署があるので、いただいたご意見を共有したい。

委員 : 出前講座について、出前講座というのは依頼に応じて講座を開くというシステムになっていると思うが、本当は依頼のない民間企業の所で様々な問題が起こっているのではないかと思う。前回も同様の意見を言った

が、建設業界の方が警備員を配置せずに点字ブロックを塞いで工事をしていたり、宅配業者が点字ブロックを気にせず停車していることが頻繁に起こっている。こういう業界に対して、何らかの機会を設けることはできないのか。

もう一点、前回、緊急車両が近づいてきた時に、ろうあ者は信号が青だと自分たちは状況が分からず歩き出してしまうので、何かいい案は無いかと質問したが、いい案は無いということであった。家族とその話をすると、駐車場は車が近づくとゲートが開く、ああいうシステムを活用するなどの方法はとれないのか。

事務局 : 出前講座は、確かに依頼を受けて開催するという形式である。企業の皆様にも、会場の確保や一定の時間を割いていただく形での開催となるので、何らかの形で依頼を受けてというところはあるが、啓発動画の制作など様々な障がい者施策も含めて、心のバリアフリーや合理的配慮の考え方の周知啓発に広く取り組んでいる。障がい者週間などにおける啓発イベントも、事業者を含めて広く発信していく取組みであり、引き続き啓発に努めていきたい。

委員代理 : 緊急車両の進行方向等を正確に把握するというのは難しく、緊急なので交差点を通行する場合にも他の車が避けてくれて、あっという間に交差点を通過する。これに合わせて信号の色を変えるという機器も無いので、現時点で対応するのは難しい。緊急車両はパトカーも含まれるが、乗員は赤信号でも細心の注意を払いながら、歩行者が青信号で渡ることも想定して通行しているので、緊急車両を運転する側の技術の向上を図っていくしかないと考えている。

委員 : 例えばセンサーで 100m 手前でキャッチして電波で送るというのもできるのではないか。

会長 : 技術的な課題もあり、県警だけの話ではなく、全国的な社会的課題であるかと思う。引き続き検討をお願いしたい。

工事車両等については、道路占用許可などの必要な手続きを行う際に、チラシを配布するなどの啓発を行うといった方法しかないように思う。

事務局 : 工事の性質や内容によって許可を出す部署が違うこともあるかもしれないが、歩行者の通行を妨げるような工事を行う場合には、迂回

誘導する仮設の点字ブロックを設置したり、警備員を確保する等の指導は行っていると聞いている。

民間の工事の中に、対応が不十分な事例もあるかもしれないので、いただいたご意見は関係部署と共有の上で、それぞれの取り組みを進めてまいりたい。

委員 : 12 ページに「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を活用した啓発による、あらゆる方にとってわかりやすいデザインの普及促進」というのがあるが、現状の取り組み状況と進捗状況を教えてほしい。

1964年の東京オリンピックの時には、ピクトグラムをつくり世界的にも好評だった。福岡市は「ユニバーサル都市・福岡」を目指しているし、外国人も多く見かけるようになった。福岡市だけでできることは限られているとは思いますが、こういうところにも力を入れてほしいと思う。

事務局 : 「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」については、福岡100の事業のひとつとして、人生100年時代をコンセプトに取り組んでいるが、その中でも主要な事業として位置づけており、そういったデザインを取り入れた施設が少しずつ増えてきており、これらを契機に更なる周知啓発に取組みたいとの話も関係課から聞いている。

基本的には、色の組み合わせや明るさの調整、親しみや安心感の配慮等いくつかテーマがあって、認知症の人にも優しいようなデザインは、ユニバーサルデザインとして誰にも優しいデザインであるという理念で進めているものである。

委員 : 認知症の方々の状況は、おそらく30年程前の身体障がい者の方々の状況と同じではないかと思っている。当時は、街は段差だらけで、車椅子利用者は中々街に出られなかった。ところが近年のバリアフリーの取り組みで、街の中にずいぶん車椅子の方々を見かけるようになった。

そして、今まさに家や施設の中に閉じ込められているのが、認知症の方々ではないかと考えている。調査によると、自立度1から2の人も含めて、ずいぶん公共交通機関を使って単独で移動しているようであり、今後のバリアフリーの考え方の中に認知症のジャンルが位置付けられるといいと思う。

続けて、15ページについて。衝撃であったが、「歩行者や走行自転車のマナーの悪さ」という回答が様々な障がいの区分でトップに近い。

おそらく、具体的な内容は、歩道を自転車が結構なスピードで走ることと、歩きスマホの問題、この2点ではないかと推測される。これはマナー以前に、ルールの問題ではないかという気がしている。以前 WeLove 天神協議会では、おしチャリのキャンペーンを実施していて効果があったようだが、最近はどうなっているのか。また、歩きスマホについては、来年の世界水泳に向けて九州大学のチームが素晴らしいピクトグラムを提案している。

せっかく今日は県警の方も来ているので、天神の歩道は道交法上どういう位置づけになっているのか教えていただきたい。これらの点にスポットを当てて、今後の施設整備マニュアル改訂やロードマップに基づく取組みとして少し注力した方がいいと感じた。

委員代理 : 自転車及び歩行者専用の標識がある所は、自転車が歩道上を走行できるが、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止することとなっている。天神地域の歩道がどういう規制になっているかこの場では把握してないが、天神地域の歩道は幅員が広いので、歩道上を走行できる位置づけになっているかもしれない。

歩行者からすると、自転車は車道を通って欲しいというのは分かるが、逆に自転車は学生などの子供の利用者もいるので、全て車道を通りなさいとなると自転車の事故も増えてしまう。

委員 : そういうことであれば、マナーアップの方向で引っ張っていく必要があると思う。

会長 : ソラリアの前はバス停があって、自転車の指導をしているのを見かけた。

委員 : 天神の渡辺通西側の歩道は押し歩き推進区間となっている。協議会としても、通勤している従業員の方もいるので、啓発の講座を継続的に実施しようと計画している。

会長 : 案内設備について、既にある程度整備できているという話だが、運行情報だけでなく、近隣施設までの経路情報についてもここに含まれているのか。おそらく入っていないと思うが、実際に利用者が回遊できるかも重要な視点である。

事務局 : 移動等円滑化基準に案内設備に関する内容が定められており、公共用通路から乗り場までのバリアフリールート上のエレベーターや便所の位置等主要な設備の配置図や、便所内の詳細な配置や付属する設

備に関する案内板、JIS 規格のピクトグラム等の設置、車両等の運行情報を文字や音声により提供する設備などが求められている。

会長 : 案内については、基準どおりにやるだけではダメで、実際に街中を移動してみないとわからない。

もう一点、最後の市民アンケートについて、これは非常に重要な情報であり、細かく見ると色々なことが見えてくる。6 位以降にはどのような回答が含まれているのか。

事務局 : 身体障がい者への調査の下位回答をお答えさせていただく。6位が「外出に費用がかかりすぎる」、7位が「障がい者が安心して利用できる交通機関が少ない」、8位が「エレベーターエスカレーターが設置されている施設が少ない」、9位が「エレベーターや障がい者用トイレなどの案内標識が少ない」、10位が「周りの人の目が気になる」となっている。

会長 : 下位の回答にも重要な情報があるようなので、次回調査からは、そういうことが分かるようにできるだけ詳しく書いていただきたい。

事務局 : 今後もこの調査を活用し、利用者の意識の変化を確認していきたいと考えている。「福岡市保健福祉総合計画」の計画期間が6年となったため、次の調査は少し先になる。

会長 : できるだけ細かい頻度で、障がい種別ごとに調査をやっていただきたいと思う。

委員 : この調査について、聴覚障がい者と視覚障がい者が載っていない。細かく分析するためには載せていただきたい。

会長 : これで本日の議題については終了とする。委員の皆様から様々な意見をいただいたので、ロードマップに加筆可能な点は事務局にて対応をお願いしたい。事務局に進行をお返す。

事務局 : 閉会挨拶